

函館市監査公表第32号

函館市長から、平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

函 港 管

平成 2 8 年 9 月 8 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

平成 2 7 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 8 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(港湾空港部管理課)

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

2 意見

監査対象 部 局 等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾空港部 管 理 課	<p>株式会社 函館国際貿易センター</p> <p>財務内容については、平成25年度の大規模輸出契約があったものの、単年損益については通年利益が見込めない状況となっており、また、近年の経済・国際状況は、センター設立時とは大きく異なり、今後の経済状況も予想のつかない状況である。</p> <p>第三セクターについては、全国的に経営破綻する団体も多く、総務省では「第三セクターの経営健全化等に関する指針」を示すなど、経営健全化に取り組んでいる。</p> <p>経済・国際状況の多くの不確実性に影響を受けやすい第三セクター法人であることから、経営に対する指導・監督の方法や程度、市の財政的な負担限度などの検討を進め、国の指針等に基づき必要な規定を事前に決めておくなど、今後の準備を検討しておく必要がある。</p>	70	<p>株式会社函館国際貿易センターを取り巻く環境については、経済・国際状況など設立時とは大きく変化しており、今後の動向によっては、経営状況に影響を与える可能性があることを十分認識しつつ、引き続き官民協働体制のもと、積極的なポートセールスなどに取り組むとともに、市としても、これまで以上に経営状況や見通しを的確に把握し、必要に応じて指導等を行ってまいりたい。</p> <p>なお、具体的な指導・監督方法などの必要な規定については、地方公共団体の第三セクター等への関与などが盛り込まれている国の指針等を踏まえ、今後検討してまいりたい。</p>